

“寝屋川モデル”

いじめゼロに向けた新アプローチ

寝屋川市

教育的アプローチ

(学校・教育委員会による通常のいじめ対応)

行政的アプローチ

(市長部局「監察課」によるいじめ対応)

教育的な指導による

「人間関係の再構築」

目的

いじめを人権問題として捉え

「いじめの即時停止」

いじめられている側・いじめている側
⇒ 教職員にとって共に大切な児童・生徒

対象

被害児童・生徒、加害児童・生徒の概念を用いる

ほとんどのいじめ事案 (99%) が解決

メリット

- ・ 短期間で判断・解決
- ・ 児童と教職員の問題にも対応
- ・ 独自データに基づく「是正勧告」の実施

- ・ 「人間関係の再構築」に長期間を要する
- ・ 児童と教職員の問題への対応が困難

デメリット

「人間関係の再構築」が困難

**国が定めるいじめ防止対策推進法や
基本方針に基づき対応**
(法に基づくいじめの認定)

対応

独自に収集した1次データに基づき対応
(独自の基準によるいじめの認定)

2つのルート(教育的・行政的アプローチ)を”並走”させる意義

① ダブルチェック

- 第三者的視点でいじめ対応の不備をチェック
- 第三者的視点で事後の検証を実施

② 2つの選択肢を提示

- 目的の違う2つのルートを提示することで、相談者が望む形の解決を選択できる
- 別のルートを確保することで、教職員等との問題にも対応が可能

③ 役割分担

- 教職員の負担軽減
- 専門的な対応が可能

どちらか1つのルートのみを強化してもデメリットの解消にならない



各種対策を打ってきたにもかかわらず、長年いじめ問題が繰り返されてきた原因の一つ

いじめ対応の三権分立

法的アプローチ

賠償請求などの民事訴訟や刑事告訴の支援、弁護士費用を補助

三権分立

行政的アプローチ【行政】

人権問題としてのいじめ

教育的アプローチ【教育】

教育的問題としてのいじめ

いじめ問題

法的アプローチ【司法】

法的問題としてのいじめ

いじめ問題を教育・行政・司法の側面から捉え、各々の役割を果たしながら解決を図る

3段階アプローチ

	主 体	対象の概念	目 的	課 題
第1段階 教育的 アプローチ	<ul style="list-style-type: none">・学 校・教育委員会	教育・指導の対象としての児童	人間関係の再構築	長期間を要する解決
第2段階 行政的 アプローチ	市 役 所 監 察 課	被害児童・加害児童 の概念を用いた対応	事態の早期收拾	人間関係の再構築
第3段階 法 的 アプローチ	<ul style="list-style-type: none">・弁護士・警察・裁判所	法的手続の当事者 (原告・被告等)	<ul style="list-style-type: none">・責任の追及・損害の回復	人間関係の再構築

攻めの情報収集

「攻めの情報収集」として、毎月1回、市立の全児童・生徒にいじめ通報促進チラシを配布



いじめの情報収集（早期発見） + いじめの抑止効果

中学生のみなさんへ

求めます、あなたの情報！

何でも教えてください、あなたが感じる「いじめ」のことを！

▶あなた、あなたの友達
▶あなたの兄弟・姉妹が「いじめ」にあっている…

迷わずに、**手紙**をください

市役所監察課が、直接あなたに話を聴きにいきます

※手紙の内容を返ってほしくない人がある場合は○をしてください。
(学校・友達・家族)
いじめについて、詳しく書いてください。

あなたへの連絡方法 (○をしてください)
電話・家庭訪問・その他 ()
電話の場合、あなたの携帯番号
その他連絡がとれる電話番号

【いじめフリーダイヤル】
いじめについて、相談したいことがあれば、いつでも電話してください。(※ 0120-7830-60)
午前9時00分～午後5時30分 月曜日～金曜日 (祝日除く)

警告 監察課は、いじめを絶対に許さない！
手紙を受けた時点で、動き出します！！

学校が休みの間にも、お手紙をいただいています。

学校が再開し、悩んでいることがあったり、クラスメイトが悩んでいることはありませんか？
すぐに監察課は動きます。どんなささいなことでもかまいませんので、お手紙をお待ちしています。

監察課はあなたの勇気に応えます！！

※このチラシは寝屋川市立の小中学校に通う皆さんに配っています

572-8790

寝屋川市
危機管理部
監察課
行

寝屋川市本町一番一号

手紙の送り方

- ①手紙を切り取ります。
- ②うら面に氏名、学校名、クラスを記入します。
- ③「のりしろ」部分にのりをつけ、手紙を折って貼り付けてください。
- ④切手を貼らずにポストへ入れてください。

令和3年度
直接、監察課に127件の相談
※いじめ以外の相談を含む

うち、チラシによる相談 53件

うち、小学生からの相談 45件

<いじめ通報促進チラシ 以外>

- ・フリーダイヤル 43件
- ・メール 17件
- ・いじめ通報アプリ 7件
- ・LINE相談 5件
- ・直接来庁による相談 2件

子どもたちをいじめから守るための条例

目的

いじめが子どもたちの人権侵害に関する問題であることに鑑み、いじめゼロに向け市長部局で新たな取組を行うべく、児童等の命と尊厳を守るため、いじめの防止に関し必要な事項を定める。

特徴

【保護者及び地域住民の責務の明示】

寝屋川市に対し、いじめに関する**情報提供を行う責務**を負う

【市長の権限の明示】

いじめの防止の申出があったときの**必要な調査**を行うことができる

学校その他の寝屋川市の機関に対し、以下の措置を講ずべきことを**勧告**できる

勧告内容

- | | |
|----------------|--------------|
| ①児童等に対する見守り | ④出席停止 |
| ②いじめ防止の環境整備 | ⑤学級替え |
| ③訓告・別室指導その他の懲戒 | ⑥転校の相談及び支援 等 |